

プラトン『法律』(その一)

W・イーガー
村島義彦訳

(一) 教育者としての立法家

プラトン最晩年の遺作である『法律』は、すでに古代でも、解釈者らしい解釈者、読者らしい読者をほとんど持たなかった。だから、ブルタルコスのような学者的教養に溢れた人物は、自らが、こうした有るか無きかの少数グループに属しているのを誇りに思っていたのだ^①。さらに『法律』は、ビザンティン時代には、ほとんど伝承から消え失せてもいた。この点は、われわれの手にする写本がすべて、残存する唯一つの原本を源にしていることから立証されるだろう。十九世紀に入っても、いまだ『法律』は、どう扱われたらよいか分からなかった。たとえば、この時代を代表する哲学史家のエデュアルド・ツエラーは、その初期著作で、『法律』はプラトンの作品ではないと説明した^②。のちにこれは、ギリシア哲学史においてプラトンを叙述した際、『法律』自体を『付記』の形で取り上げている^③。というのもかれは、今や『法律』をプラトンの作品とは考えられなくても、これを、その他の対話篇から描き出されるプラトン哲学の全体像に含み入れることはできなかったからである。とはいえ『法律』は、プラトンの著作的成果のおよそ五分の一を占め、明らかに最大スケールの作品でもある。われわれはだから、右の事実を介して、プラトン哲学を『真に歴史的に』正しく理解しようとする主張が、これまで、いかに真面目に扱われてこなかったかの實際を学ぶこ

とができるだろう^④。一般にひとは、プラトン哲学の像めいたものをしかるべく造り上げるが、その像は、『哲学』とはそもそも何であるかについてあらかじめ心に抱いた概念をヒナ型として形造られたものであった。『法律』には、その意味での論理学も、さらには存在論も含まれていない。この作品はだから、哲学者たちの手で二次的作品という烙印を押されてきた。にもかかわらず『法律』の自身は、当のプラトンにとって『中心的な事柄』に間違いはない。そこでは、国家と法律、倫理と文化哲学をめぐる問題が徹底して論究されているからである。プラトンはしかし、こうしたすべてを『教育の座標』に従わせる。それゆえ『法律』は、ギリシアの教育史において、ともあれ支柱群の中心を占めている。教育こそ、プラトンの『最初の言葉』であり『最後の言葉』でもあるからだ。『国家』がプラトンの初期の著作活動の頂点であったとすると、『法律』は、およそ人間生活のすべてを包括した叙述である。とはいえ注目すべきは、プラトンという哲学者が『国家』を完成ののち、こうした全体像を改めて別の様式でまとめ上げ、『国家』で描いた『最善の国家』の傍らに『次善の国家』を並べ置く必要性を痛感した点であろう。最善の国家は、『法律』も語るように、あくまでも神々とその息子たちのための国家である^⑤。こうした理想国では、プラトンは、特別な立法の知識を何ら必要としなかった。当時の国家の大半がどっさりと抱えていた法律の数々は、最善の国家の基盤である『完全な教育』が効き目を現わす時、その必要性

を全否定されないわけにはいかないからである。『ポリテイコス』でも、プラトンは、ギリシアの古い伝統である『ノモス（法律・習慣）尊重』に批判的な姿勢をみせている。というのも、書かれて固定した法律は、変転する状況にすばやく適応できず、まさかの場合の必要に応じかねる以上、最善の立法よりは完全無欠な専制君主の方がより優れているといえるからである。国家を扱ったプラトンの最終作品が『法律（ノモイ）』というタイトルをもち、ここでは、市民生活のあらゆる細目が法的にスキなく規定されているとするなら、ここではすでに、『国家』と異なる基準がその顔を覗かせているだろう。この基準はそして、経験的キャリアへの顧慮がいつそう重くなる中に、少なからず確認できるにちがいない。このような新しい姿勢は、規範を純粹に認識したいという関心が歴史と心理学の背後に退く中で、倫理的なもの・教育的なもの領域に登場してくる。先の『国家』の中央には、イデア論と善のイデアが鎮座していた。こうした両者はしかし、『法律』では、その最終部分でごく短く言及され、統治者の学ぶ教育内容として単に要求されているにすぎない。しかも、この種の最高の教育をどう組織すべきかという、『国家』でもその関心の核となり最も大きなスペースを占めていた問題は、『法律』では、初等教育も含めて、もっと広い層の人のびとをどう教育するかの問いにバトンを譲っている。プラトンの秘書であり、ゲーテに対するエッカーマンの役割を果たしたオプスのフィリップスは、師の没後、未完の蠟版原稿から『法律』を編集し、これを十二巻に区分した。その際にかねは、統治者教育の欠落から生じた不備・不足を実感し、統治者に要求される特別な知恵の中身をさらに詳しく規定することで、これを埋めようと企てた。こうした想いに導かれ、かれ自身の手でまとめられた論文を、われわれは今日、『法律』の最終部分に『エピノミス（法律後書）』ないし『法律』の補遺 という形で目にすることができる。

フィリップスは、プラトンの遺した文書と最終プランに最も通じた人物として、この仕事をアカデメイアから委託されたにちがいない。こうした公けの委託を念頭に置くなら、おそらく、『エピノミス』が偽造だなどと口にはできないはずである。とはいえ重要なのは、偽造云々よりはむしろ、『エピノミス』が『法律』の補遺という点であって、これによって『法律』は、プラトンの学園での公式見解に従い、あくまでも未完であったことになる。

『法律』のような驚くべき大作を、この箇所でも、あらゆる細部に互つてむらなく扱うことなど、到底できようはずがない。さらには『国家』でしたように、『法律』の大まかな輪郭線のみをなぞる作業すら、やはりむづかしい。この作品の構成と全体的まとまりのいかにあるかは、『難問中の難問』に数えられているし、『法律』のわけても魅力は、老いたプラトンが、ここでは、いくつかの重要な特定問題に全く新たに取組んでいるオリジナルさに収斂されてよいからである。加えて、『法律』と『国家』がどう結びつくかも、しばしば問われてきたにも拘わらず、一般的な言葉で語るのはむづかしい。たとえばひとは、これに答え、哲学的問答法に準拠すると、『国家』は、イデアの次元と真実在に基礎づけられた真理の次元を体現し、『法律』は他方、単なる思想（ドクサ）の次元に立っている」と説明するかもしれない。プラトン本人はしかし、この謎に、ここで触れたような回答を何一つ与えていないのである。『法律』は、哲学的的に眺めるなら、あまたの点で、方法的にアリストテレスにいつそう近い。老いたプラトンは、壮年期のように、イデアと現象の裂け目をできるだけ架橋不能にする代わりに、ますますスケール・アップする題材に、自らの原理をただ浸透させようとする。『法律』では、教育をめぐる論議が幅広い空間を占めている。この作品の第一巻、第二巻、第七巻は、もっぱらこのテーマを扱っている

のである。とはいえ、『法律』が教育に占める意味は、これに尽きるわけではない。この作品全体は、プラトンの意味するポイントを汲み取るなら、強力な教育組織の構築に捧げられているからである。そもそも『法律』が教育の問題とどう関わっているか これについては、原則的に、第九巻の一節にわけても明瞭に述べられている。ここでは、すでに第四巻に登場したモチーフが、自らの立場で改めて取り上げられ、アレンジされているのだが、そのモチーフとは他でもない、劣った立法家と、奴隷相手の医者との対比であった。奴隷相手の医者は、次から次へと患者を扱うが、詳しく病因を告げたり、完全な診断を下さないで、ただ素早く独裁的に処方するのみ。というもかれが、そうした処方を知り、あるいは用い慣れているのは、ただ単に、自らの体験を介してか、あるいは他人から伝え聞いてだからである。これに対して、自由民相手の医者は、奴隷相手の医者に比べると、まさしく哲学者のように行動する。かれは、あたかも生徒に対するように、患者に語りかける。すなわち、出来事の原因を察知する方向に意識して導くのである。他方、奴隷相手の医者は、この種の回りくどい啓発の仕方を理解せず、もしも同僚がこのように振る舞うのを耳にすれば、こつ当人に告げるだろう、^⑮ 実のところ、君は患者を治しているのでなく教育しているのだ、あたかも患者が健康になるのよりは、医者になるのを望んでいるかのようにな^⑯と。

こつした奴隷相手の医者と同レベルに、現在の立法家のすべては位置している。かれらは皆、真の医者ではない。というのも教育者でないからである。しかるに、プラトンが『法律』で流した汗の目指すところそれはまさに、ここにあった。すなわちかれは、最高の意味での立法家であろうと、つまりは、市民たちの教育者であろうと欲したのである。自らの仕事をこのように扱うプラトンの姿勢が並の立法家たちといかに違うかは、かれが、一般の法律条項を軽視する姿勢の中に示されて

いる。この事態にはこの刑量を……^⑰ という風に、規定自体が杓子定規のスタイルをとる一般の法律条項では、立法家の行為の開始はあまりに遅すぎる。そもそも立法家の最も大切な仕事は、生じた不正を罰するよりは、不正が生じないように予防することだからである。プラトンはここで、当時の医学に範を仰いでいる。医学には、そもそも世話の対象として病人よりは健康人を念頭に置いた、当時の高まりゆく風潮が見事に映し出されていたからである。この風潮に即応するのは、医学で、食餌療法に与えられていた高い、否むしる指導的な意味である。食餌療法とは、人間に正しい生活方法を指定して、その健康を保つ技術に他ならない。というのも、ギリシアの医学が「食餌療法(ディアイタ)」という言葉で理解していたのは、今日的な意味での「ダイエット」つまりは病人用の献立表 などでなく、もっと広い、さまざまな健康人たちの生活方法の全般であった。われわれも先に指摘しておいたように、教育の発想が医学に与えた影響は、ギリシアの医者たちが食餌療法にまます関心を高めていく中にはつきりと姿を覗かせている。『法律』でのプラトンの狙いは、すでに『ゴルギアス』で提起された、身体の話と魂の話、つまりは、医学的行為と政治的行為を対応させ、そこから引き出した帰結にのっとり、立法の分野で教育の発想に勝利させることである。『国家』では、教育をできるだけ完全に、いかなる立法も不要にする点に努力の汗が注がれていたとするなら、『法律』では、^⑱ 一般に法律は国家生活に欠くことができない^⑲ という仮定がその出発点に据えられている。プラトンは今や、立法自体を「教育の原理」の支配下に置いて、これの道具とする。かつて『国家』で、国家全体が「教育の組織」とされたように、である。

プラトンが、この目的に向けて用いる手段は「法律の序文」である。かれは、序文で行使する諸概念を規定し、それらを個々に磨き上げる作業

にわけても努力を払っていた。『法律』の第四巻の中心箇所、プラトンは、立法家の言説を「説得的なもの」と「命令的のもの」に分けている^⑧。そしてかれは、正しい振る舞いの姿を並べ立て、それらを根拠づけるのが、説得的な言説部分。法律の序文に起草された。の課題であると考える^⑨。この部分は、わけても詳述されなくてはならない。それは単に、判事に役立つように規定されるのではなく、あらゆる市民に幅広く向けられなくてはならない。すでにソフィストの巨匠プロタゴラスは、かれに因んで命名されたプラトンの対話篇（『プロタゴラス』）で、もしも学校で学んでいる若い世代が大きくなって実生活に入るなら、かれらの教育の新たな局面が幕を開ける、というのも今や、国家の法律が、実生活のあらゆる行動に対して教師の役割を果たすからだ^⑩という発想を表明していた^⑪。法律はそれゆえ、成人に「市民としての徳を教育するあらゆる営みの本来的な担い手である。プロタゴラスはしかし、これによって、新たな事柄を表明しているのではなく、単に、ギリシアのさまざまなポリスで目にされる実情を述べているにすぎない。プラトンも、こうした所与の事実から出発しつつ、しかしながら、立法の姿勢を大きく改変すること、^⑫「法律＝教育者」の意味を意識的に斟酌しようとする。かれは、そもそも始めから「教育者たること＝わたしの仕事」と考えていた。この大いなる姿勢で、プラトンは、自らの哲学を、あらゆる前向きな教育的諸力の焦点に据えたのだ^⑬。そして、ソクラテスの問答法、エロース、饗宴、国家の各々を、こうした精神構造にすでに組み入れていたため、かれは、生涯の晩年に、リュクルゴスやソロンも属するあの壮麗な「ギリシア人の列の最後尾を飾る人物として、立法家の役割を担ってわれわれの前に進み出てくる。こうしてかれは、この目的に向けて作成した厳かで古代調の言い回しを用い、かれの規定を「序文」として布告するのである^⑭。真の意味での立法は、ギリシア的発想では常に、個々の神的

人物の優れた知恵が生み出した作品であった。こうして、プラトンの国家における最高の哲学的「徳」である「知恵（ソフィア）」も、最後には、法律整備の中にその顔を覗かせている。ここには、人間の社会生活で知恵が。一般には、これをもった人間を、まずもって社会から「切り離す」ように働く、と考えられているのは逆に。いかに生産的立場を占めているかが物語られているだろう。こうして哲学者は立法家になる。かれは、あらゆる点で、ギリシアの立法を代表した偉大な古えの人物たちと同じであるが、ただ、次の点でかれらと区別されるだろう。すなわちかれは、かれらの業績に潜在的に含まれていたモノを、自覚された具体的な基本原理にまで仕上げたからである。ここにいうモノとは、他でもない、「立法家は教育者の原現象である」という思想を指している。この思想は、すでに『饗宴』でも、こうした姿をまとうて登場し、その際にプラトンは、かれ以外のギリシアの著作家たちもしたように、立法家をこの点で「詩人の傍らに並べ置いていた。プラトンの哲学の営みは、あくまでも「教育の仕事」に終始し、かれはしかも、哲学の概念を最も深い意味に捉えていたため、自身として、まさに「立法家で終わる以外になかったのである。

（二）法の精神と真の教育

『国家』が、正義という一般的問題からスタートしたように、『法律』では、プラトンは「法の精神」から出発する。現実の国家では、個々の事柄のすべてが、まさに法の精神で貫かれているからである。モンテスキューの有名なエッセイ『法の精神』は、近代における公生活の発展に尽くしがたい影響を及ぼしたが、その源は、「法のエートス」というプラトンの観念にあった。プラトンは、「公の精神」という自らの概念を例解

するにあたり、よく知られた公生活の典型を選び出す。他でもない、以前から強い関心を抱いていたドーリア人の国家である。それゆえかれは、この血を引いた二名のギリシア人代表を、より具体的には、スパルタ人とクレテ人を「語り手」に選んで、『法律』に登場させている。これ自体は、幸運な人選であった。というのもそれは、二人の強い政治的特性を介して立法の題材的細目に働きかけた点で、それこそ見事な実例であったし、さらには、これを通して直ちに、果たしてどちらが最善の国家工―トスであるかが、まさに政治的に問われるだろうからである。プラトンの当時、政治理論はおしなべて、スパルタとクレテこそ、ギリシア国家として最善の体制を備えたものだとして評価していた。プラトンはしかし、これらの典型的ドーリア人 精神的には「双子の兄弟」に相当するに並べて、第三の、中心的な語り手として「アテナイからの客人」を設定した。この人物は、神秘のオーラをまとい、至上の卓越を披露したから、二名のドーリア人も、平均的アテナイ人には激しい反感を抱いていたものの、かれのみは、快く受け入れたのであった。というのも、例外的ではあるけれども、アテナイ人の誰かが、もし現に「すぐれているとするなら、当の本人は、真の意味での『傑物の公算が大きかったからである。』これは実に、スパルタ人のメギロスが表明する不動の信条であった。ここに表明された信条の客観的妥当性を、プラトンは、ひとつの噂を介して、はっきりと裏付けている。メギロスは、祖国でプロクセノス（執政官）の職にあり、それゆえ、長年にわたって、ここでの問題自体に共感的・積極的に係わり合ってきた」という噂が、それである。メギロスは、アテナイ化したスパルタ人であり、他方、アテナイの客人は、親スパルタのアテナイ人である。登場人物のこうした人選は、まことに象徴的といえる。『法律』は、ドーリアの本性とアテナイの本性の、いっそう高次元での統一を図るといって、そもそもの始めからプラトンの胸

中であつた想いを、他のいかなる作品にも増して具体的に描いている。いうならばそれは、ギリシア精神とローマ精神を、矛盾相互の調和にまでまとめ上げようとした、のちのヒューマニスト達の試みに比べられてよいかもれない。『法律』に登場するプラトンの「総合（シュンテシス）」にも、これと同じ歴史哲学の精神が働いていて、この精神は、個々の歴史的所与から出発して、ひたすら、完全かつ絶対的なものに突き進もうとする。そのゆえに、あらゆるヒューマニスト達は、この作品で論究される「最善の教育」への問いを除外してすら、なお『法律』に深い関心を寄せるのである。アテナイとスパルタといった二つの血脈は、やや片寄つた、とはいえず生粋の、まことに原初的な形で、ギリシア国民の基盤力を具象化している。そうした両者が、ギリシアの覇権を目ざし、力による相互の殲滅に明け暮れるのを、プラトンは、共に同じ血脈に属する事実を示唆して、何とか阻止しようとする。とはいえず、この種の「汎ギリシア主義」でプラトンの意味するのは、あらゆる差異を水平化し、両者を、ボンヤリした「平均的ギリシア性」に解消して、もって、より扱い易くすることなどではない。プラトンによれば、生じうる限りの最も悲惨な悪は、あらゆるギリシアの血脈を相互に混ぜ合わせることなのだ。これは、こうした混合を、ギリシア人とバルバロイ（非ギリシア人）の混合に勝るとも劣らぬ害悪と考えるのである。

アテナイの客人は、道すがらクレテに滞在し、二名のドーリアの語り手によつて、「最善の法律」をめぐる問答に引き入れられる。この問題こそ、植民地への派遣を目前にしたかれらの、まさしく緊急中の緊急事であつたからである。新たに創設されるクレテのポリスでは、できるだけすぐれた憲法が、細部の隅々に及んでいなくてはならない。こうして、当然ながら問答は、国家とは何か、人間の徳（アレテー）とは何かを問う形でスタートし、国家も徳も、ともあれまず、ドーリアの環境にふさ

わしく、ドーリアの国家観と倫理観に沿って規定される。こうした問答の出発点は、わけても、『国家』の読者に歓迎されるにちがいない。というのも、『国家』にはすでに、スパルタ的傾向がかなり強く認められ、それゆえ、『法律』における、「スパルタ」という理想へのプラトンの率直な見解は、まことに好都合と評されてよいからである。なるほど『国家』では、最善の国家を構築する際に、現実の歴史のスパルタへの言及がほとんどなされていない。プラトンは、ここでは一貫して、理想の王国に心を寄せているからである。とはいえ、国家体制が墮落していくシリーズでは、スパルタの『ティモクラティア（名誉至上制）』が、現実の経験世界では『理想』に最も近い国家様式として登場するし、さらには、プラトンの理想国を形造る特徴の多くは、スパルタという現実の見本から直接に借り受けられている。あるいは、その多くは、スパルタの制度から転換されているものとして判明している。このように眺めるなら、ごく容易に、スパルタの国家理想からプラトンの国家理想への一歩は、かなり小さな一歩でしかないと思われるかもしれない。プラトンの『国家』に登場する理想化されたスパルタは、変容をうながす神々しい微光を、この世の手本（スパルタ）に投げかけているのである。

スパルタのこうした姿は、『法律』では一変する。プラトンが、ドーリアの国家観や伝統について語る事柄はすべて、真正正銘の畏敬に満たされているとはいえず、ここでのかれの見解はしかし、決定的かつ原則的に、これらと対立しているからである。これは、現実の歴史のスパルタが、その精神の全体にわたって『哲学的』に論議されるや否や、避けられぬ事態であったにちがいない。片寄ったスパルタ臍に根差した答弁など、プラトンのどこにも見られない。この点で『法律』は、『国家』への最善の注釈となるだろう。なるほど、ドーリア精神が、ギリシア本土

の倫理文化と政治文化、さらには人間性の構築に果たした貢献度を、プラトン以上に確信していた人間はおよそいない。とはいえかれが、個々の歴史的事象に、あくまでも『歴史的事象』として歩み寄るや否や、そうした事象は必然的に、かれの前で、かれ自身の哲学的な価値世界全体の単なる一局面に縮小し、かれは、当の事象の権利そのものを、いつそ『高次の原理からチェックして、厳しく限定しなくてはならなかった。われわれが『国家』で目にするような、歴史的事象と絶対的規範の単純な対立に代わって、『法律』では、リアルな人間の完全性が、さらに豊かさを増したこの種の局面に沿う姿で登場してくる。完全性の諸局面はしかも、そのつど、特定の歴史的事象に対応し、互いに、より低いものからより高いものに向かう弁証法の上昇の行程中に組み込まれている。われわれはだから、プラトンの対立の図式が、個々の事象をあくまでも『個別に』理解しようとする、昨今の歴史意識の洗練された要求にどれほど沿わないにせよ、『法律』の中に、歴史哲学の要素をチラと垣間見るのである。プラトンの対立中には、いかなる場合にも、歴史的具象への方向性が、すなわち、規範的姿勢に訴えて、これら具象を、より高次の統一に招き入れようとする方向性のはつきりと認められる。これは実に、プラトンが『法律』で示すように、文学や詩に記された精神の歴史的刻印を、人間的な徳（アレテー）の代理人とみなし、それら刻印の相対価値を、教育の全体世界の内側で定位しようとする考察様式の、あくまでも帰結なのである。

プラトンの時代のギリシア教育において、そこでのスパルタ精神を代表するのは、ティルタイオスの詩である。かれの詩は、若くからこれを学んで暗記し、これに、完全に「満腹」したスパルタ人自身にとっても、さらには、スパルタ的な徳の特色が、この中に体现されていると見抜いたその他のギリシア人にとっても、共に、スパルタ精神を表明した基準

的作品にほかならない。これは実に、過去数百年に亘つてそうであったし、ギリシアの文化全体の内にスパルタの要素が維持されている限り、今もやはりそうであり、ひいては、次の時代にもそうあるだろう。この点は、碑文として最近に発見されたヘレニズム期の詩が、まことに美しい形で、如実に示してもいる。その詩は、祖国のために死んだ一人の教育者の墓に刻まれたもので、およそこう語っているからである、この人物は、ティルタイオスの詩に起草された形の教育を、おのれの行為で実証した」と。プラトンも、まさに同じく、ドーリアの詩人（ティルタイオス）のこの作品こそ、人間的な徳を記した証文ないし法文であると解釈している。とはいえかれは、一方で、祖国の防衛は、およそ市民たる者すべての最高の義務である」といった、スパルタの掟の受け入れには同意すると言明しつつ、『法律』では他方、何かもつと偉大なもの、より原則的なものとも深く関わっている。すなわち、かれが扱つのは、ティルタイオスの勇氣への戒めの基礎をなす、人間的な徳や完全性といった最終基準なのである。プラトンは、『法律』の第一―二巻で、ティルタイオスの解釈に依拠して、スパルタの国家エートスや徳の思想との論争を展開し、この論争は、次いで、スパルタとクレテの諸制度を扱うかれの実践的態度を規定してもいる。表現を換えるなら、立法家が、市民の生活の一つ一つを、あくまでもそれで貫こうと努める人間的な徳の原理念は、『人間生活の最高の立法家』である詩人の中にこそ求めることができる。教育理想を、歴史的实际から直接に織り出すこのスタイルは、プラトンの態度に固有のヒューマニスティックな点といえる。詩人は、およそ例外なく、普遍価値の古典的代表者の姿で登場する。とはいへ詩人は、同時に、まさにそれゆえ、最高の基準と関わっていないのではなく、ならない。そして、教育を構築する上で哲学が寄与できるのは、実に、こうした最高基準の弁証法的吟味に関してなのである。

さて、ドーリアでは、そもそも何が人間の徳と解釈されているか。この問いに対して、ティルタイオスの詩と、クレテやスパルタの国家組織体が教えている中身は、まさに『闘争こそ人生の本質である』という格言に要約されるだろう。およそ共同生活のあらゆる様式は、そして、こうした共同生活を統括するあらゆる道徳的見解は、すべてがすべて、この目的に照準を合わせている。プラトンが試みたスパルタとの哲学的対決は、こうした一般傾向を、スパルタ生活のあらゆる細目に亘つて捉え、かつ自覚化することから始まる。詩人の証言も、この事実を裏書きするものとして、受け入れられているに過ぎない。だから、詩人の証言は同時に、この種の理想がもつ一面性の照らし出しに役立ってもいる。およそ勝利が、生存における唯一の意味と考えられている処では、勇氣の徳は、必然的に『唯一の徳とならざるを得ない』。われわれはこれまで、ティルタイオスが『雄々しさ』というスパルタ的理想の優位性を広く世に告知して以来の、いく久しきにわたるこの徳の受容をめぐる論争そのものを、この本（『パイディア』）の最も偉大なテーマの一つとして、ギリシアの詩を素材としながら長々と追求してきた。プラトンは、こうした哲学的問題を改めて取り上げ、勇氣の徳を称賛するティルタイオスと、『およそ徳はすべて正義の徳に包括される』と教えたテオグニスの間で展開された『古い論争』を裁定して、つまりは後者に軍配を上げた。古いドーリア型の理想を超え出る決定的な一歩は、法治国家の構築であった。この場合にひとは、正しい争いにおける勇氣と不正な争いにおける勇氣を区別する術と、勇氣は、正義や節制や敬虔など、その他の諸徳と共にある場合には、それ単独である場合より優れている点を見抜く術を、共に学ばなくてはならなかった。ティルタイオスの教えは、それゆえ、テオグニスの教えで訂正されなくてはならない。われわれの立法が目指すべきは、まさに『全体としての徳（パーサー・アレテー）』を描いてない。

われわれはしかし、実際の出發にあたっては、特定の人間理想ないし特定の徳目概念から、故意に出発しないわけにはいかない^④。この一事だけは、ドーリアの立法家たちから学び取る必要がある。この点で、ドーリアの立法家たちは、実のところ、あらゆる将来の法律制定が範に仰ぐべきモデルにちがいない^⑤。健康や腕力や美貌や富裕など、およそ人間のなすべき善きものはすべて、魂がもつ四種の徳 これらをプラトンは、ここでは、神的な善きものとして特徴づけてもいる に従属しなくてはならない。神的な善きものが大切に扱われている処では、人間のなすべきものは、おのずと登場してくるだろう。だからひとが、単に後者のみを切望する処では、後者ばかりか前者まで、同じように失われるにちがいない^⑥。より高次の善きものないし徳は、すでにテオゲニス^⑦が正義を素材に語つたように、より低次の善きものないし徳を、その内に常に含んでいる。とはいえ、およそ人間的なものも神的なものも、まさにすべてを包括する正銘の統一体系は、あくまでも精神の徳である^⑧。思慮(プロネーシス)を措いてない。

特定の徳を磨きかつ育てる上で、立法が、そもそもどれだけの力を備えているか これを例示するにあたり、プラトンは、スパルタとクレテで、勇気の徳が、男たちの共同食事 いわゆるシステア^⑨の制度を介し、あるいは戦士用の体育システムを介し、さらには狩猟やあらゆる鍛練を介して、いかに培われているかの実例を紹介する。とはいえ、勇気というスパルタの理想は、恐れと苦痛に向けた忍耐強さは教育できても、他面での、快樂への甘い誘いに向けた忍耐強さはとうてい教育できない^⑩。この点は、結果としては一つの欠陥であり、この欠陥を介して、甘い欲望への女々しい弱腰が招き入れられることになる。実のところ、ドーリアの制度に徹底して欠けているのは、中庸と克己を組織的に育成するのに相応しい仕組みである。というのも、システア(共

同食事)にせよ、これと関連した軍務規定にせよ、中庸と克己を育成する効力の程は、かなり曖昧だからである^⑪。アテナイ人は、ドーリアの風習である^⑫稚児愛を、正常な性生活に掉さず^⑬反自然的な墮落だと攻撃し、スパルタの婦人たちが見せる性的な無軌道を非難する^⑭。酒宴とワインの愛飲を非とするスパルタの偏見は、アテナイ人の目には、節制を教育する格好の手段とよりは、むしろ、自らの紀律欠落からの逃げと映るのである。アルコールの享受は、それ自体として、これ以外のまことに多くのいわゆる善きものと同じく、実のところ、いまだ善いとも悪いとも言えない^⑮。プラトンは、酒宴への厳しい紀律を要求し、酒宴を監督する機関として、優れたチーフ 混沌とした野蛮な諸要素を飼い馴らして、正しい秩序にまで導くところの を任命する^⑯。

では、「よく賤けられた酒宴」は、どうした効験を個人に、あるいはポリスにもたらすのだろうか^⑰。スパルタの法律はしかし、こうした効験を何ひとつ知らない。というのもスパルタでは、この点に関する経験がおよそ欠けているからである^⑱。プラトンは、絶対禁酒主義という問題を、長い 『法律』の最初の二巻の全体におよぶ 専門的点検の素材に選んで、単にスパルタの法律への査定に役立てるばかりでなく、教育をめぐり、わけても本能生活の教化をめぐり自らの思想の発展にも役立てている。ここにみる老人タイプの姿勢は、かれが、ある特定問題を文献学的に重要視して、ここから、一般的認識への道を開くような場合に広く目にされるだろう。酒宴の価値は、あらゆる教育 たとえばギリシア悲劇におけるコロス(歌舞団)の訓練 にみられる価値と等しい^⑲。たつた一人の個人を訓練しても、ポリス全体に、そう大きな影響は及ぼさないけれども、教養ある人々を、その全員に互って教育したならば、この場合には、ポリスに最高の意味をもたらすことになる。というのも教育は、かれらを鍛えて、本当の意味で卓越した人間に、すなわち、

すべての事柄を正しく行なうとともに、おのれの敵を見事に打ち負かす
 スパルタではこれが、実に、徳の最高基準とされているのだが^⑤。

カモ具えた人間に育て上げるからである。ここでの順序（教育（勝利）を看過しないでおう。というのも、洗練された教育（パイディア）は、なるほど勝利をもたらすけれども、その逆に勝利が、常に必ず洗練された教育をもたらすとは限らないからである。むしろしばしば、勝利の帰結は洗練された教育の欠落（アパイデオシア）ですらある。勝利は勝利でも、人間の心にヒュプリス（奢り）を育て上げるそれは、カドモス型の勝利といえる。このタイプの勝利は広く目にされるけれども、他方、カドモス型の洗練された教育の方は、いまだ一度も目にされた試しがない^⑥。酒宴がもつ教育力をはつきりと実証するには、当の酒宴を、全体としての教育の枠に組み入れ、その上でさらに、音楽教育と結合させなくてはならない^⑦。このためにプラトンは、教育の本質とその働きを規定する必要に駆られ、こう付言したのであった。「われわれの論究は、教育をも通り抜け、神にまで至らなくてはならない」と^⑧。教育の哲学を、神という最高存在にまで結びつけるこの姿勢は、われわれに、プラトンの『国家』での教育が、善のイデアに強く繋ぎとめられている光景を、まざまざと思い出させるにちがいない^⑨。

とはいえ『国家』では、およそ力点のすべてが、教育の最高段階に振り向けられ、プラトンの汗も、まさに教育の概念から「子供（バイス）」の要素をできるだけ剥ぎ取る方向に流されていたのに対して、『法律』では、それこそ逆に、かれの出発点は「幼児期」にあった^⑩。プラトンの心をますます強く捉えはじめたのは、他でもない、教育がもつ自覚的で知性的な局面。世に言う「教育本来の哲学的要素」を、精神生活の前知性的で無自覚的な、あるいは半自覚的な局面（＝幼児期）に植え付けていかに定着させるかの点であった。だが、教育と幼児期の関わりなら、

すでに提示したように、基本的に『国家』でも目にされていた。だから、ここで注目し値するのは、双方の関わりが「心理学的に」いかにして可能なのかという問いに、『法律』ではプラトンが、まことに持続的にエネルギーを集中している点なのである。かれの考えでは、今や、教育の中心項目は「正しい養育」となる^⑪。正しい養育は、子供の魂に、将来に大人となった時点で、その完成に向けておのずと勤しまれるであろう事柄を、すでに子供の時代から追い求める姿勢を、それこそ遊びを介してのように目覚めさせるにちがいない。われわれはしかし、こつした養育（トゥローペー）の思想にも、すでに『国家』で出会っており、まさしくプラトンに特徴的な思想だと自覚済みであった。あらゆる領域での完全な徳を限定する条件は、『国家』では、人間ないし生き物が、おのれの植物的要素を、およそ倫理的にも生物学的にも徹底して完全な姿でいかに生長させるかという仕方だ、まことに明白に述べられていた。これが実は、プラトンを導いて、青少年期の本能中心の生活がどうした進展を辿るかの研究に向かわせ、さらには、快と不快が、わけても子供たちの強い反応対象である以上、教育そのものにどれほど奉仕できうるかを問わしめたにちがいなかった。

教育は今や、おおよそ行為の全分野にみられる、さまざまの形をとった訓練と呼ばれてよい。プラトンはこのように説明する。われわれはそして、小売商人や船員といった職業、あるいはこれに似た他の活動の類い、に関わる教育の有無をよく口にするとはいえ今、教育を、まさにわれわれの立場から眺めるなら、「教育」という名でイメージされてよいのは、むしろ、早くも子供の時代から徳を植え込む形の教育でなくてはならないだろう。というのも、われわれの立場とは、国家の中に特定のエートスを、あるいはすべてを貫流する普遍的 정신を、何とか生み出そうと努める教育者の立場に他ならず、そしてまた、子供の時代から

植え込まれる徳とは、人間の内部に完全な市民　つまりは、命令する場合にせよ従つ場合にせよ、共に、法律に叶つた仕方ですつする術を正しく学び知つた市民　になりたう」という欲求を呼び覚ます徳に他ならないからである。こつした教育の埒外にある訓練はすべて、単に特殊な事柄に関わるのみである以上、厳密には、教育という名で呼ばれるのを、断じて許されてはならないだろ。この種の訓練は、おのれの俗物根性を丸出しにして、あるいは金儲けに、あるいは何か特定の能力ないし知識　それも、統率する精神的原理や正しい目的を欠いた、あるいは、単なる手段や道具でしかない類いの　の入手に狙いを絞るのである。プラトンはしかし、教育という言葉をめぐる他の連中と口論するのを好まない。かれがこの言葉を問題にするのは、あくまでも、およそ立法行為の基本が、教育の本質の正しい把握にあると考えられてよいからである。それというのも、かれには、正しく教育された人間は、その大半が見事な人間（＝立法の狙い）になるのだと、強く確信されていたからに他ならない。正しい教育は、いかなる場合にも必ず高く評価されなくてはならない。というのもそれは、およそ人間の中で最も優れた者の目には、まさに、あらゆる理想価値の中でも最高のもの（プロトーン・トーン・カリストーン）と映るからである。こつした教育がたとえ姿を消すにしても、その復旧は可能である。それゆえ各人は、おのれの生活の長きに亘つて、あらゆる汗を注ぎつつ、この復旧作業に挺身しなくてはならない。⁶⁴

プラトンはさて、「各人は、おのれの生活の長きに亘つて、あらゆる汗を注ぎつつ、この復旧作業に挺身しなくてはならない」という言葉で、自己自身とそのライフ・ワークを正確に特徴づけている。かれの目に、自らの置かれた状況がどう映つていたかは、ここに、はっきりと語られていた。その状況とは実に、真の教育　常に「徳の全体」に向けた人

間の教育という形をとつた　が、中心となる目的を欠いた、単なる専門的有能さに墮する崩壊状況であつた。⁶⁵プラトンの哲学が目指すのは、だから、人間の生活にこの目的を呼び戻すこと、それによつて、バラバラの分裂状態にある生存の個々の領域のすべてに、改めて、意味とまとまりを付与することであつた。かれはおそらく、おのれの生きる時代が、そこに蓄積された専門的能力や認識の面で、驚くばかりの豪華さを誇つていたにも拘わらず、実のところ、由々しい文化の「衰退」を内蔵していた深刻な事実を、深く感じ取つていたにちがひなかつた。ならばかれは、教育の復興⁶⁶という名の下に、そもそも何をイメージしていたのだろつか。これについては、かれ自身が追求する真の人間教育を、およそ単なる専門教育や職業教育に対比させて、すでにプラトンの手で明らかにされていた。ここにいう徳の全体性　それはすなわち人間と生活の全体性⁶⁷でもあつた　をおのれの時代に賦活させること、これは、あらゆる課題の中で最も困難な部類に属し、その困難さたるや実に、哲學的精神の持ち主がようやく成し遂げることのできた、その他の何か特定の認識上の成果に比べても、まさしく比較を絶していた。ではプラトンは、こつした課題に答える道を、どのように構想していたのだろつか。これを読み取るうとすれば、何はともあれ、まず『国家』に目を通さなくてはならない。というのも『国家』の構成は、あらゆる価値の中央に位置する規範原理としての善のアイデアが、宇宙の中心に、すべてのすべてを司る形で君臨している⁶⁸という思想を、そもその土台にしているからである。およそ教育は、こつした宇宙像から出発しなければならぬという認識　これを描いて、およそ教育に不可欠なものなど外ならない。教育は、善のアイデアを自らの太陽と考えて、これを中心に、その周りを忠実に巡らなくてはならない。われわれはだから、『法律』のこの箇所でもやはり、真の教育が、神的なもの　プラトンもここで述べて

いるように と深く関連している様をまざまざと目にするのである。^⑤

この『法律』でも、さらには『国家』以後のすべての作品でも明らかに特徴的なのは、その中に神的なもの、ないし神をめぐる記述がまことに多く登場する点である。これはあるいは、プラトンが、自らの原理を『神』という名で表明するスタイルを本質的に怖れていた従来の立場を、晩年には捨て去った結果なのかもしれないし、あるいはまた、ここで問題となっている認識の段階が、知識(エピステマー)よりは思惑(ドクサ)にいつそう近い段階であるため、『神』という名も、これに呼応して、いつそう気軽に用いられているからかもしれない。とはいえ、ここでもまた、プラトン自身が強く関心を寄せているのは、『法律』の至る所と同じく、最高原理がいかなる経路を辿って人間の魂に働きかけるかの、他でもない心理学的な脈略^⑥なのである。こうした脈略は、いわゆる人形劇に譬えられ、『われわれ人間』人生という舞台上芝居を演じる人形^⑦という姿(エイコン)で、ありありと映像化されている。われわれは、もしかすると、神の単なる玩具でしかないのかもしれない。あるいは逆に、何か真面目な目的に向けて創造されたのかもしれない。こうした点はしかし、われわれの思量の域を大きく超えている。とはいえ、われわれは明らかに、自身の魂における衝動や物思いが、まざままの方向にわれわれを引っ張る『操りの紐』に他ならない事実^⑧を見誤らない以上、『人間』操り人形^⑨というこの基本イメージは動かないだろう。さて、快と不快の予想が、勇氣と逡巡の感情という形で、われわれの本能生活を動かすとするなら、査定する熟慮(ロギスモス)の方は、こうした感情のいずれがより優れ、いずれがより劣っているかの實際を、われわれに的確に語ってくれる。そして、この種の熟慮が、ポリスの共同決議とイコールの状態にある時、当の熟慮は、法律と呼ばれるのである。^⑩われわれの魂は、理(ロゴス)がそれを用いて魂自体を操作する、繊細な黄金の

紐にその身を委ねるべきであって、間違っても、本能という粗雑な鉄のワイヤに身を任せてはならない。熟慮の働きが、われわれの魂をより穏やかに、すなわち暴力的な色合いをより減らして導こうとするなら、魂は、それだけいつそう内部からの協力を必要とする。理の紐はしかし、われわれが目にしたように、およそ国家で法律が命じるところと、中身の上でいささかも異ならない。神が、あるいは神を正しく知る人が、ポリスに理を与える。するとポリスは、この理を法律にまで高め、そうした法律は次いで、ポリスが自己自身と交流し、さらには他の国家群とも交流するのを統括する。^⑪われわれの魂が理に服する状態は、一般に『克己』と呼ばれる。これによって、そもそも教育が何であるかも、明らかとなるだろう。すなわち教育とは、理の紐 これを操作するのは神の手である。による人間の生活全体の統率に他ならない。^⑫けれどもここで、『法律』と『国家』の本質的に異なる点^⑬が、われわれの前に浮かび上がってくる。すなわち『国家』では、善のイデアこそ、哲人統治者が自らの魂の内に携えている『範』の中の『範』だと把握されていた。^⑭しかるに『法律』では、これ以上の具体性が要求され、当の前提に置かれているのは、『何をいかに為すべきか』を正確に知ろうと欲する人間なのである。こうした人間は、行為のあらゆる細目に対応した法律を要求する。まさにこの瞬間、あの神的な理は、人間界に降下する道をどのように見つけ、政治制度に変形するのだろうかという問いが浮上してくるにちがいない。プラトンはなるほど、この場合に、何らかの『全体の同意』を想定しているのかもしれない。^⑮とはいえ、かれ自身が決定的に重視するのは、他でもない、神的なものを正しく認識している少数の人間のみが、ポリスの立法家になることなのである。この点でかれは、いわゆる啓示に歩み寄ってもいる。^⑯

およそ以上から、『酒宴の慣行がもつ教育作用』によって、プラトンが、

そもそも何を思い描いていたかの点が明らかになる。かれは、スパルタの制度を叱責するにあたり、そこには酒宴の慣行が欠けているから、と語っていたのだ⁷⁾。プラトンが考える教育の理想は、その最も奥深い本質に従うなら、あくまでも自己の手による自己統御であって、スパルタ人たちが理想とした、自分以外の外なる力を借りた自己統御ではおよそない。かれは、まさに教育者として、自分の目で、最高と評した特質の持ち主が、本当に掛け値なく、最高であるか否かをテストする道を模索して、それを、酩酊にみる。アルコールが招く酩酊こそ、そうしたテストに他ならないと考えたわけである。酩酊は、われわれの快感をいっそう強化し、その逆に、われわれの精神的な諸力をいっそう弱くする。いうならば、頑固な子供の状態が、この酩酊を介して帰ってくる。だから酩酊は、恥ずかしさや内気といった無意識に働く抑制要因が、当人の中で、果たしてどの程度に強いのかを検証する格好の契機となる。われわれが、ある人間を、怖さ知らず⁸⁾に向けて教育しようとするれば、当人の本人を、怖さを喚起する諸々の印象に触れさせないわけにはいかないように、魂もまた、快への甘い誘惑に負けないでおこうとすれば、まずもって、この誘惑にわが身を晒さないわけにはいかない。とはいえ、こうしたテストが対象とする、快の種類を事細かに詮索するのは、プラトンの関心の埒外にある。かれはただ、これの輪郭を大雑把に示すのみである。これとは逆に、かれの関心の焦点は、教育と幼年期。つまりは「パイオス」⁹⁾との深い関係を、できるだけ印象に残る鮮やかさで刻印づけることにある。『国家』では、いわば、上に向けた教育の展開が、最高の精神教育の梢において追跡されたとするなら、「こゝ」法律¹⁰⁾では、教育の根元に降りて、われわれの本能生活を理(ロゴス)で飼い馴らす調教が、あくまでも追跡されている。ごく始めの幼児期には、教育も、ほとんどもっぱら快と不快に、さらにはそれらの形成に関係づけて展開

される。快と不快は、この時期の教育に固有の素材に他ならない。教育は、およそこう解されるなら、まさにペダゴギーク(子供の教育学)となるだろう¹¹⁾。

ところで、パイディアからペダゴギークへの転換が、より初期に目についた教育の高次理念を締め出しもしないし、いわんや排除もするはずがないのは、改めて断るまでもあるまい。この転換はしかも、プラトンの教育哲学という、大樹の新しくて未頼もしい第二の芽であって、それは、根元から直接に芽生えて、古い幹の傍らにその顔を覗かせている。プラトンは今や、子供時代における一番早い段階でのエートスの操作がうまく成功するかどうか、それに続くおおよそ教育のすべてが依拠しているのだと、ますますはつきり看取するようになる。こうした看取はしかし、徳は知識である¹²⁾というソクラテスの命題を、自らの教育の起点に据えた人物の目には、何としても見逃しがたい事柄であった。プラトンは、一見そう誤解されたかもしれないが、徳¹³⁾知識と訴えるソクラテスの教え自体に信を置かなくなったことは一度もない。かれはただ、教育的営みに手を染める時期を、ますます早い段階に移すのみなのである。こうした端緒は、すでに『国家』でも目にされていた。とはいえ、その場合にかれの心を占め、こうした溯りを誘った当のものは、なおもむしろ、精神レベルでの予備教育(プロパイディア)を早く始めることであった。今やしかし、かれ自身が、なるだけ早く訓練したいと欲する当の対象は、他でもない、本能なのである。というのの子供は、そもそも始めから、正しい事柄を愛し、誤った事柄を憎むべく自らを習慣づける術を、いうならば、遊び¹⁴⁾に託して、学ばなければならぬからである。われわれに具わる知性は、もつと後の段階で、何らかの他者、教育者ないしは両親の知性が、無意識のレベルでお手本を示した場合にのみ、うまく機能することができる。いかなる徳も、それ自体がエートス

の徳である限り、つまりは、われわれの意味する『道德教育』である限りは、優れた見識と習慣づけが奏でる交響楽を母胎としている。教育とは、こうした交響楽の礎である『快 不快感情の真つ当な育成に他ならない』。プラトンが、ここで到達した地点は、アリストテレスの倫理学 何はさておきエートスに関わる点では、プラトンに劣らない がスタートする起点でもある。『徳は知識である』というソクラテスの要請から、後期プラトンとアリストテレスに特徴的な、あらゆる細目に及んで洗練されたエートス論 近代のすべての「倫理学」の根源となった いたる発展の道筋を規定しようとするれば、『エートス論は教育であろうと欲した』という事実を挙げるに如くはない。そして、この発展の道筋を辿っていけば、当の歩みはおのずと、純粋な規範の知から、魂とはそもそも何であつて、いかに扱われるべきかの洞察にまで通じていた。この種の自覚的な洞察ないしは認識をいつそう強め、かつ、いつそう深める行為が、人格の全体にわたる道德的教化に及ぼすにちがいない優れた働きを信じて、こうした洞察と認識を絶えず以上に深めることが、そこでの最高目標に掲げられていた時期を経ると、プラトンの後期作品中に、『人間を造り上げる』という古来のギリシア思想が、改めて、その前面に堂々と登場してくる。そしてかれは、この思想に内蔵された真理を、新たな光に翳して眺めるのである。ここにみられる、理想的なものから歴史的なものに向けた、一見して『逆戻り』と映る現象そのものも、われわれの目にはしかし、まことに自然な流れと映るだろう。プラトンが、純粋に理想的なものへの道筋を進みに進んで、最終の到達地点にまで辿りついたのち、かれの心には、こうした理想をできるだけ現実化して、この世に結像させたいという想いが湧き上がつて、当の想いが、かれをこの世に連れ戻し、かれ本人を、プロメテウス型の『人間の造り手に仕上げたのであつた。われわれも目にしたように、『人間を造り上げると

いう思想そのものは、すでに『国家』で表明されていた。とはいえ、明らかにかれは、魂に巣くう非合理的な力の数々をいかに陶冶するかという難問を相手に、ここ『法律』では、なおいつそう徹底して発言する機会を得たにちがいない。非合理的な諸力の教育こそ、『法律』の論究テーマに他ならなかつたからである。『法律』ではだから、『訓練』という言葉をも最も狭い意味に用いて、われわれの運動や振る舞いにおける、ひいては、魂の内なるエートスの表出のすべてに互る、正しいスタイルの習得としての『訓練』が中心的に論じられている。プラトンは当初、『知性に顔を振り向ける』という形で、いわゆるプロテスタントに近い姿勢を保っていたとするなら、今やかれは、内なるエートスを表出するスタイルがいかに重要かを繰り返し訴えるという形で、いわゆるカトリックに近い姿勢を示しているといえるだろう。というのも、こうした表出のスタイルを、早い時期からきつちりと魂に型押しする営みこそ、カトリックの『教育の知恵』がもつ本質的特徴の一つに他ならなかつたからである。

こうして、ずっと以前からわれわれには馴染みの、古来のギリシアの教育要因そのものが、ここに改めて、意味ある仕方、まさに注目の焦点として浮上してくる。古来のギリシアの音楽教育は、コロス（歌舞団）の舞踏と合唱を自らの核に据えていた。こうした舞踏と合唱はしかし、知性化された世界では、実のところ、担っていた音楽教育の機能を失わざるを得ず、わけてもアテナイでは、高度に複雑化した芸術作品の様式として単に生き延びたのみであつた。にもかかわらずプラトンは、これらに代わるリアルな代替物が、当時の教育には欠けている現実を見逃さなかつた。というのも、エートスをできるだけ早い時期に形成するといふかれ自身の課題が、常に、その脳裏を離れなかつたからである。こうしてかれは、『法律』において、古来のギリシアで目にされた輪舞に新たな生命を吹き込んで、青少年教育の基本要素として再生させるべし、

という要請に辿りつく。子供の時代は、およそ休むということを知らない。まさに絶えざる運動の只中にあるのである。大人はそして、この運動を一所に封じ込めることはできず、できるのはただ、ある特定方向に導くことではない。⑤ およそ人間には、他の動物と違って、諸々の運動における秩序と無秩序を鋭く感知するセンスが与えられている。このセンスは一般に、リズムとハーモニーの名で呼ばれている。われわれは、まさしくここに、早い時期から遊びを介して育成されるべき、正確で美しい活動を目にして覚える喜びの古典的な実例を目にするのである。この喜びこそは、道徳的で芸術的なセンスを開花させる最強の原動力に他ならない。運動のリズムとコロスの合唱のハーモニーに覚える喜びという学校を通り抜けた経験のない人間は、無教養の徒と呼ばれざるを得ない。教養の徒はだから、美しい舞踏の専門家なのである。⑥ かれは、おのれの内に正しい基準を、美しいものと醜いものを誤りなく察知するセンスという形で具えている。この場合、プラトンは実に、倫理的な美と芸術的な美を不可分の一体として捉えている。倫理的なものと審美的なものを一体化することでスタイルは、かれの時代の芸術全般を眺めても、およそ目にされることはなかった。けれども、プラトンという哲学者は、こうした一体化を、その目の前に「手本」として持っている。コロスの舞踏の中に蘇生させようと欲する。ところで、当の一体化は、あくまでも前提として、美そのものを査定する絶対規範を欠くことができない。⑦ こうした規範は、およそ事柄のすべてを芸術的な盤上に配置しようとする教育者には、わけても大切な核心問題となるだろう。耳にされるメロディーと踊られるリズムに、全体としてのポリスのエートスより具体的には、そこに属する青少年のエートスを同化させる営みに、すべての文化と教育のそもそもの源をみる人間であるなら、芸術家の個人的な気まぐれ「今日の世界」で頻繁に目にされるよう

な に、すべてを委ねる無謀そのものに手を貸すことなど到底できない。⑧ プラトンは、あらゆる真新しさ志向や勝手気ままを削り取られた芸術のヒエラルキーが、しっかりと定着した土地はこの世にないものかと必死で捜し回った。かれはそして、こうした芸術の定着を、ただエジプトにだけ見るのである。⑨ というのもエジプトの地では、芸術は一見して、およそ発展というものを知らず、古い伝統を尊重する途方もないセンスは、昔日の神聖視の対象を、そのまましっかりと握り締めて離さないからである。プラトンはこうして、おのれの観点から眺めつつ、エジプトが置かれている(とかれ自身の考える)状況への新たな理解を手に入れる。そうしたスタイル自体は、実に、別の観点からスパルタに傾倒された折に目にされたものと、大きく似ているのである。⑩

芸術の運命は、プラトンの目に映るところを語るなら、当の芸術が、快樂主義的で物質主義的な民衆の趣向からどれだけ自由でいられるかに大きく左右されるだろう。キケロはかつて、アテナイの民衆にみられる洗練された趣向こそ、かれらの芸術的水準がいかに高いかを物語る何よりの尺度なのだ」と主張して、その他の国々がこうした趣向を欠いているのは、実に、こうした尺度を持たないからなのだと訴えた。⑪ プラトンはしかし、キケロ自身が古典的と称えた時代そのもの・環境そのものに生きながらも、この問題を、あくまでも別の目で眺めたのであった。そのかれの目には、ただ「楽しさ」のみを追い求める当時の民衆は、およそ芸術を墮落させる連中としか映らなかった。⑫ 本場の芸術審判官この場合にプラトンの念頭に置かれているのは、おそらく、アテナイで公的に上演される芸術作品を審査して、最高の出来栄には賞を授与する権限を具えた「国家が任命する委員会」であろう。⑬ は、聴衆の声にいささかも耳を貸してはならない。そうした行為は、芸術家をも聴衆をも、等しく台無しにするからである。芸術審判官はだから、民衆の

生徒であつてはならず、まさにその教師とならなくてはならない。大衆が喝采する騒々しさは、かれら自身の無教養とも連携して、正しい判定とすぐれた趣向にしつこく抵抗する。われわれもすでに眺めたように、そもそも大衆が芸術的な出来栄えと高く評価する唯一の尺度は、当の出来栄えがもたらす楽しさを措いてない。けれども実のところ、それぞれの時代が果たして何を「楽しさ」と理解し、どうした芸術のジャンルを「善い」と選んだかの実際がひとたび検証されるや、いかなる時代でも、今とは違った楽しさ・今とは違った芸術ジャンルを、そうした「楽しさ」や「善さ」として選び取るにちがいない。子供たちなら、善い芸術家を査定するにあたり、数ある芸術家の中で「手品師」を選び出すだろう。大人たちもまた、芸術家の判定に際して、これ以上に優れているとはとても言えないのである。

詩というジャンルでの揺るがぬ伝承は、ギリシアの地では、ただクレテとスパルタにしか見られない。これらの国では、古えのティルタイオスが万事の典拠に仰がれているからである。このティルタイオスは、プラトンが先に指摘したように、われわれの国に輸入されるにあたり、まず、当の作品内容を改訂されなくてはならなかった。すなわち、そこに登場する「勇気」に代わって、あくまでも「正義」が、最高価値の地位に据えられなくてはならなかったのである。プラトンは、ティルタイオスの詩では「勇気」が最高価値に据えられている点を、具体的な実例に訴えて説明するべく、この詩人のあらゆる作品を物色して、勇気が、その他の人間的長所の数々と対比され、とどのつまりは、これに軍配の上げられているような箇所を選び出す。こうしてかれは、それ以外の人間的長所がすべて、まさにこれを加えられて始めて、本当の意味での「善きもの」となり、逆に、これを欠くなら、それらはすべて、いささかの価値も持たなくなるような持ち物は、英雄的な勇気でなく、実のところ、

正義の方である点を証明するのである。若者たちを教育するのは、詩人の中心的な仕事に他ならない以上、数ある「善きもの」の軽重と序列を正しく直観できる能力こそ、およそ真の詩人であることの根本前提となるだろう。詩と音楽は、以上の要請を満たす場合に、真正の教育と等しくなる。こうした見解は、なるほど片寄っているけれども、実のところ、より古い時代のギリシアの詩と音楽を念頭に置くなら、かなりの真実を含んでもいる。われわれの叙述を目にしている読者には、そもそもプラトンがここで何を考えているのかは、さほど無理なく理解できるはずである。最高の徳は何なのかをめぐる論争と、人生における最高の「善きもの」は何なのかをめぐる論争は、双方ともに、数百年の長きに亘って、古えの詩の中で一貫して取り上げられてきた。プラトンは、これを承知していたからこそ、当の論争を『法律』で継承したのであった。詩人が高らかに謳い上げる頌歌は、プラトンから見ると、まさに「呪文（エポード）」に他ならない。すなわちそれは、詩という様式が奏でる甘い魔力に訴えて、聞き手の魂を魅惑し、そこに盛られた真面目な中身を、たとえば薬に甘味を加えて患者に投与するのと同じく、あくまでも「遊び」を介してのように喜々として当の魂に受け入れさせる、まさしく呪文そのものなのである。プラトンは、かれ自身の国家を、こうした食事への「足るを知らない」空腹感で徹底して染め上げようとする。かれは、美しいものに覚える天性の喜びを、善きものを飽かず求める熱望と混ぜ合わせて、新たな統一体を造り上げようとするのだが、この姿勢を介して表明されているのは、基本的には、かれ自らの内にあるギリシア的本性なのである。ここにいう「美しいものに覚える天性の喜び」およそこれを措いて、ギリシア人の魂を、若さと熱狂の燃えさかる炎の中で鍛え上げ、永続的な形にまで造り上げる力を具えているものは、いささかも見当たらない。そして、老人たちですら、その心が「ディオニソ

スの賜物（＝ワイン）の力で、前もって、それ相応に溶かされ、和らげられ、温められている場合には、その年齢に特有の頑固な姿勢を薄めて、豊かな可塑性を回復するのである。こうして立法家は、おのれ自らの手で人間の魂を形成し構築する者（プラスチック）となる。

ところで、音楽の丁寧な扱いに比べると、体育の方は、明らかに、お体裁の形で、ほんの最後に付け加えられているにすぎない。プラトンは、体育そのものに、すでに『国家』でも音楽に比べてはるかに短く扱ったのと同じく、ここでも、ほとんど時間を割かないのである。ともあれ、酒宴への、そしてこれがもつ教育的価値への問いは、まさにかれの出発点であった。にもかかわらずそれは、他の話題に押されて、時として見失われざるを得なかったように思われる。この問いが、今や、改めて浮上してくるのである。すなわち、ワインを飲む場合に、さまざまの年齢段階に細かく割り当てられてしかるべき適量をめぐって、さらには、老人に対するワインの特別な効能をめぐって、いつそう長く述べられる解説の中に、それはまず登場して、最後には、ここに紹介した教育をめぐる史上初めての大論文に収容され、問いとしての終焉を迎えるのである。

注

- ① プルタルコス『アレクサンドロスの運命について』三二八E「われわれのほとんどが、プラトンの『法律』を読んでいないのだ」
- ② 『法律』の伝承については、L・A・ポスト『パチカン図書館蔵・プラトン写本とその系統』（ミドルタウン、一九三四年）を参照のこと。
- ③ エデュアルド・ツェラー『プラトン研究』（チュービンゲン、一八三九年）一一七頁。
- ④ ツェラー『ギリシア人の哲学』第二巻（三版）八〇五頁。
- ⑤ プラトンを対象とした多くの新しい著作、たとえば、U・v・ヴィラモビッツ、P・シヨレーイ、A・E・テイラー、E・バーカー、P・フ

プラトン『法律』（その一）

リードレンダー等々のそれは、どちらかというところ『法律』の中身を取り上げている。とはいえ当の『法律』は、あくまでも正しく評価しようとするなら、さまざまの観点から光が当てられなくてはならない。J・ステンツェル『教育者としてのプラトン』は、しかし、この『法律』に一瞥も加えていなかった。ここには、『法律』をプラトンの作品から締め出すという古い伝統が、なおもその余波を残しているのである。

⑥ 『法律』七三九D、『法律』に登場する国家は、この箇所では、あくまでも次善の国家と呼ばれている。それはまさに、不死なるもの、ないしは神的で完全なるものと紙一重の差にあるのだが、決してこれに到達できない特性を具えていたからである。これに並べて、プラトンの目は、さらに第三の国家に注がれる（七三九E）。これをかれは、できることなら、よりのちに描き出そうと望んだけれども、ついに実現することはなかった。プラトンは、『国家』の後で、『法律』を書き上げたのだが、これによって、より以前の国家理想をいささかも放棄しなかった点は、ここで語られる中身から推して明らかだろう。むしろ逆に、この点は、あくまでも自己自身と最高度に一体化した国家、これを措いて最善の国家はない、という基本思想に着目する限り、『法律』にも絶対的に受止する。『法律』の国家は、こうした目標に、目下の低レベルの教育状態で許される限り、少しでも接近するべく励まなくてはならない。七四〇Aを参照のこと。こうしたわけで、国家を扱った二つの作品（『国家』と『法律』）の違いは、そこでの哲学的理想に基づくのでなく、あくまでも、それらが前提に置く教育段階の次元的な高低に基づくのである。

- ⑦ 『国家』四一五A・C。
- ⑧ 『ポリテイコス』二九四A・二九七C。
- ⑨ 変わった当のものは、絶対的な目標それ自体でなく、そうした目標の実現を測定する物差しの方である。注⑥を参照のこと。『法律』が前提に置くより低い教育段階（七四〇A）では、具体的な法律が必要とされるけれども、他方しかし、『国家』で前提に置かれたより高い教育段階では、いかなる法律も何ら必要とされないのである。
- ⑩ あるいは、こうした異議が唱えられるかもしれない、問題となっているのは、実のところ、プラトンの新しい姿勢ではなく、その観点が変え

られた方なのだ。けれども、プラトンが、以前にはほとんど注目していなかったこの観点に、これほど大きな関心を注いだという事実こそ、まさに、かれの哲学的姿勢における実際の転換をそっと漏らしているのである。

⑪ 『法律』九六五Bにごく手短かに記された、将来の統治者に要求される「より厳密な教育（アクリベステラ・パイデア）の中身は、九六五Cから、現象の多様性の内にイデアを直視する哲学的問答法という形ではつきりと特徴づけられるだろう。」

⑫ 『ディオゲネス・ラエルティウス』第三卷三七、およびスーダ辞典「ピロソス」の項を参照のこと。フィリッポスが『エピノミス』を纏めたのだという伝承は、プラトンの遺稿の蠟版から『法律』を編集したのが、まさにフィリッポスであって、かれはさらに、この大作を十二巻に区分しようと努めたという報告と、何としても切り離すことができない。この報告はしかし、大いに優れた古い源（おそらくは古い時代のアカデメイア）にまで遡るにちがいない。しかも『エピノミス』の文体は、この報告が訴える中身を完全に裏書きしているのである。A・E・テイラー「プラトンと『エピノミス』の著者」（英国アカデミー会報）とH・レーダー「プラトンの『エピノミス』」（Danske Videnskab. Selskab. hist.-phil. Medd. 26,1）は、相共に『エピノミス』の数学的な中身をプラトン本人に帰属させたい理由で、この作品がプラトンの真作なのだとして擁護していたけれども、これ自体はしかし、アカデメイアの有名な数学者で天文学者でもあったオプスのフィリッポスに帰属させるのが、はるかに好都合であるだろう。テイラーとレーダーに異を唱える見解として、たとえば、F・ミュラー『『エピノミス』の文体研究』（ベルリン、一九二七年）、F・ミュラー『グノーモン・十六卷』（一九四〇年）二八九頁、さらにはW・テイラー『グノーモン・七卷』（一九三一年）三三七頁、B・アイナーソン『アメリカ文献学ジャーナル・六巻』（一九四〇年）が挙げられるので、参照のこと。なお、わたし自身の『エピノミス』研究は、一九一三年にベルリン・アカデミーから表彰されたもの、いまだ公刊されていない。

⑬ 注⑥を参照のこと。

⑭ 『法律』七二〇A以下、九五七D E。
⑮ 『法律』八五七D「君は患者を治療しないで、教育しているようなものだよ。」

⑯ 先の注⑦を参照のこと。

⑰ 『法律』七一八B。

⑱ 『法律』でプラトンが語った大いに詳しい陳述のすべては、第四巻の終了部（七一八D以下）で、まさしく対比的に示されている。わけても、立法家と医者との対比は七一九E以下に、法の序文という概念一般については七二二D以下に、そして、あらゆる法は序文を具えるべきであるという主張は、七二二Bに見られるだろう。

⑲ 『プロタゴラス』三二六C。

⑳ 敵かで長々と続き、幾重にも曲がりくねった文体をどう理解したらよいかについて、プラトン自身は、かなりのヒントを与えている。たいていの場合、自惚れに満ちたあの無学の徒（アマタイノテス）たち、すなわち、素早い魂のテンポ（タクコス・テース・プシューケース）で認識に汗する、いわゆるインテリ連中（かれらについては『国家』五〇〇Bも参照のこと）は、プラトンの強い不興を買っている。かれ自身は、その口調から推して、あくまでも『法律』では、この手の教育から一線を画しているのである。

㉑ これについては、プラトン『国家』五四四C二と、さらには『プロトレプティコス』でのアリストテレス（アリストテレス対話篇断片、五四頁、ワルツァー）を見てほしい。なお、イアンブリコスの抜粋がアリストテレス本人の手になることを立証した、わたしの『アリストテレス』の箇所も参照のこと。

㉒ 『法律』六四二C。

㉓ 『法律』六四二B。

㉔ 『法律』六九二E 六九三Aを参照のこと。

㉕ 『国家』五四四C、五四五B六も参照のこと。

㉖ 目下の作品の著者は、『法律』にみられるプラトンのこうした行動には、いかなる時代にも範と仰がれるべき何かがあるなどと、ほとんど述べるには及ばない。

- 27 『法律』六二九B.
- 28 これ自体は、『法律』においてプラトンが、スパルタ的な徳の理想を代表する人物としてティルタイオスを、何のためらいもなく用いているのを見て明らかである(六二九A、なお、これについては六六〇Eも参照のこと。そこではかれが、真の徳を讃えたティルタイオスの詩を改作しているからである)。
- 29 「真の徳を讃えたティルタイオス」という論文(Ber.Berl.Akad.1932)五五九 五六八頁にわたしがまとめた大部の資料、すなわち、次世代のギリシアの思想と詩にティルタイオスが及ぼした、まことに活発で継続的な影響を証拠立てるそれ、を参照のこと。こうした資料に、今や、テキストにも挙げられた、碑文の形で新たに発見された詩が、さらに付け加えられるだろう。この詩は、G・クラッフェンバッハの手で、「アエトリアとアカルナニアへの旅」と題されたレポート(Ber.Berl.Akad.1935)の七一九頁に掲載されている。その中身によると、ティルタイオスの影響の跡は、前三世紀にまで及んでいる。この時代にかかれは、特定の「教育」理念の代弁者として、その名を留めているからである。
- 30 『バイディア』第一卷一三七頁を参照のこと。ここでは、プラトンの基準に則って、ティルタイオス当人が、スパルタの立場からも絶対的な立場からも吟味されている。
- 31 『法律』六二五D 六二六A.
- 32 戦争にあたり他国のすべてに勝利するのが、スパルタ人から見て、立派に統治された国家を測る何よりの本質特性であり、規範(ホロス)なのである。『法律』六二六B Cを参照のこと。
- 33 ティルタイオス 『法律』六二九A (『バイディア』第一卷一三二頁を参照のこと)、テオグニス 『法律』六三〇A C (『バイディア』第一卷一四九頁、二六九頁を参照のこと)。
- 34 『法律』六三〇B、『バイディア』第一卷一四〇頁「正義を奉じる国家と、これ自体が人間のアレテーの歴史に占める意味」の章も参照のこと。
- 35 『法律』六三〇E.
- 36 『法律』六三二A.
- 37 『法律』六三二B.
- 38 『法律』六三二C.
- 39 『法律』六三二B.
- 40 テオグニス一四七を参照のこと。
- 41 『法律』六三二C六、六三二C四。
- 42 『法律』六三三A以下。
- 43 『法律』六三三C D、六三四A C.
- 44 『法律』六三五B D.
- 45 『法律』六三六A B.
- 46 稚児愛に反対した箇所として『法律』六三六C。スパルタの婦人たちに許容された「性的なルーズさ」を批判した箇所として『法律』六三七C。
- 47 『法律』六三八D 六三九A.
- 48 『法律』六三九A 六四〇D. 『法律』での「酒宴の価値」をめぐる詳しいチエックは、アカデミアで恒例の「酒宴の慣行」が念頭に置かれている。
- 49 『法律』六四一B、もしも酒宴が正しい仕方では指導されるなら、個人あるいは国家に、どれだけ大きな善が生じてくるのでしょうか。
- 50 『法律』六三九E五。
- 51 『法律』六四一B三、「一つのコロス(歌舞団)が指導を受けるなら、コロス全体にとっての有用さが、コロスの個々のメンバーにとっての有用さと対比されている。こうした対比があえて選び出された理由は、『法律』六三九Dに与えられた酒宴の定義、すなわち、「酒宴」人間の集団の様式(トーン・ポローン・コイノーニオン・ミア)に求められるだろう。コロスは、この箇所ではプラトンの手で、しばしばあの時代の作家の手でぞうされたように、教育と規律の原型として登場している。クセノフォン『メモラビリア』5.18、デモステネス、Phil.35.
- 52 『法律』六四一B六「教育を修めた人たちの当の教育が」。
- 53 『法律』六四二C一。
- 54 『法律』六四二C二「教育は勝利をもたらしますが、勝利の方はしかし、ときに無教養をもたらすことがあります」。
- 55 『法律』六四二C五。

⑤⑥ 『法律』六四一C八、酒宴の本質を、教育の様式とみる姿勢に、『法律』のスパルタ人は、大きな驚きを口にす。というのもスパルタでは、なるほど教育はあったものの、酒宴はしかし、どこにも存在しなかったからである。こうした酒宴と音楽教育（ムーシケー・パイディア）の繋がりについては、『法律』六四二Aを参照のこと。

⑤⑦ 『法律』六四三A。

⑤⑧ 『法律』でもやはり、否、ここではいつそう決定的に、教育組織の構成は、プラトンの新たな精神的創作である、神学において、その絶頂に達している。事実、『法律』第一〇巻は、その全部が、神学に捧げられているのである。

⑤⑨ 『法律』六四三B五。

⑥⑩ 『法律』六四三C八、教育の主要部分は、われわれに言わせれば、まさに正しい養育なのです。ここでは、養育という段階が、教育の「ケパライオン（主要部分）」だと指摘されている。『法律』第二巻の六五三B Cでも、当の養育はやはり、本来の教育として登場している。

⑥⑪ 『法律』六四三D七 E二。

⑥⑫ 『法律』六四三E三、プラトンは『法律』の、これ以外のもつと多くの箇所でも、教育の本質を概念的に定義しようと試みていた。たとえば、六五五B、六五四B、六五九Dなどである。注目されてよいのは、六四三E三におけるプラトンの教育の定義が、たとえば、イソクラテスが『パナテナイティコス』で示した冗長な定義に比べて、はるかにいつそう人間の社会的課題に的を絞っている点である。イソクラテスは何よりもまず、教育を修めた人間の内的特質がどうであり、当の人格がいかに調和しているかを、当時の理想に一致させながら、何とか叙述しようと励んだのだ。プラトンはしかし、人間そのものを国家にはめ込んで、その教育価値のすべてを、他者と協働できる能力の如何に還元するのである。

⑥⑬ 『法律』六四四A一 五。

⑥⑭ 『法律』六四四A六 B四。

⑥⑮ かれは、単なる職業訓練と対比された本物の教育を、「ヘー・プロス・アレテース・パイディア」、要するに、人間ならではの完全性に向けた教

育と呼んでいる。ここで、アレテーの名で理解されているのは、あくまでも「全体としてのアレテー」であって、これは、プラトンの初期対話篇で大いに論じられ、しかもかれは、これを『法律』六三〇Dで、かれ独自の理想として、スパルタ人の単なる戦士的な有能さ（アレテー）に對比させている。全体としてのアレテーこそ、およそ立法行為が依拠すべき唯一とつ、まさに真実の基準なのである（六三〇E）。勇氣などは、プラトンが説く四つの市民的徳のうちで、あくまでも第四番目にランクされるに過ぎない。『法律』六三〇C八を参照のこと。

⑥⑯ 「エパノルトウースタイ（正道に戻す）」、『法律』六四四B三、イングランドは、プラトン『法律』への注釈において、教育ないし文化と関わらせつつ、プラトン自身が、この箇所で用いた「エクセルケタイ」という言葉を、「度を越える」の意味に解している。リデル&スコットの最新版『レキシコン（辞典）』も、やはり同じ解釈を採っている。とはいえ、こうした言葉の意味は、これら以外に、いささかも出典を挙げることはできない。当の意味は、実のところ、文化は「終わりを迎える」であったにちがいない。元老院や役人の在職期間を対象に、あるいは年や月を対象に、さらには一定期間の病気を対象に、「これらが終わりを迎える」、つまりは終了する（エクセルケタイ）と口にされるのと同様である。これの前提にあるのは、他でもない、文化の生存にも或る期間があり、それゆえ、教育にも衰退がある、という見解である。こうした見解は、歴史が循環し、文化の発展もいずれ再開される（『法律』第三巻）というプラトンの全体的見解に、それこそピタリと一致する。この種の意識が生じるのは、プラトンの生きた時代のように、あくまでも力がモノを言う過渡期においてなのである。文化の衰退という問題は、そもそも始めから、プラトンの思想全体に満ち満ちていた。かれ自身も時として口に、それを思想の出発点とした、国家の衰退は、まさにこの、文化の衰退という問題の一部分なのである。

⑥⑰ 最終のゴールである、神にまで続く教育の道については、『法律』六四三A五 七を参照のこと。

⑥⑱ 『法律』六四四C以下。

⑥⑲ 『法律』六四四D七 E三、人間は神の玩具（パイグニオン）であると

いう発想は、第七巻八〇三でも繰り返されている。さらには、人間^①の操り人形（タウマタ）という発想についても、八〇四B三を参照のこと。双方はともに、『法律』で主張されるプラトン自身の教育をめぐる見解と密接に結びつき、それゆえ、かれの思想の本質部分に位置している。

⑦〇 『法律』 六四五A.

⑦① 『法律』 六四五A四 七.

⑦② 『法律』 六四五B. ここには、プラトンがおよそ立法者たるものの自覚と考えるものが、くつきりと表明されている。立法者とは、つまるところ神自身に他ならない。というのも人間の立法者は、かれがもつ神の知識を口にするのだから。かれが定める法律は、おのれの権威を神から受胎する。これこそは、古代ギリシアのポリスが、その立法行為を基礎づけた当の基盤であった。プラトンは、こうした構築を再開する。とはいえ、かれが抱く神の理念はまことに新しく、その精神は、かれの『法律』全体を貫いている。

⑦③ 『法律』 六四五B八 C三. プラトンは、こうした結論を、かれの前提から詳しく導き出したわけではない。かれはただ、読者は今や、徳（アレテー）と悪徳が何であり、教育が何を意味するかを、はつきり見ることができると語っているにすぎない。

⑦④ 『国家』 五四〇A九、四八四C八も参照のこと。

⑦⑤ 『法律』 六四五B七. 他方、国家は……その理を受け取って、それを法律に定めた上で、を参照のこと。プラトンは、『ポリティコス』二九三Aでは、絶対に間違いない最善の統治形態 これをかれは、モナルキア（独裁制）としてのアリストクラティア（最優秀者支配制）と考えていた に対する非統治者たちの同意は、何ら本質的な事柄ではない、と語っていた。かれはしかし、『法律』では、こうした同意の不可欠性を前提としている。というのも、当の同意は、法律と結びついた統治の概念の内に、はつきりと認められるからである。

⑦⑥ 当然ながら、それを用いてかれ自らが神的なものの認識を受け取る器官は、かれの理知（ヌース、プロネーシス）を措いてない、という相違は存在する。六三一C六、六三二C、六四五A Bを参照のこと。神的

プラトン『法律』（その一）

なものの認識は、エクスタシーの状態から生まれるのではない。そして、インスピレーションと熱狂的恍惚といった宗教的概念は、他の作品では、哲学者の心理状態を描き出すために用いられるのだが、ここではしかし、かれの手で、哲学的問答法の歩みがその最終目標に掲げる「精神的観照」の意味に解釈し直されている。とはいえ、この種の新たな基礎づけは、当人自身が哲学者でないものの、哲人統治者の認識を『法律』に採用すべき立場の人間から眺めるなら、神的な啓示といさかも異ならない。

⑦⑦ プラトンは、獲得された洞察を、酒宴の席（メテー）でのワインの愛飲にどうした教育的意味が認められるかの問題に、まさしく直接に振り向ける。『法律』六四五C三、Dを参照のこと。これと共に、かれは、「アテナイからの客人」が口にした問いの考究に立ち戻るのである。その問いとは、勇気を教育する制度で世の評判を博している（六三七A以下、六三八C Eを参照のこと）スパルタは、節制（ソープロシユネー）の徳を培うにあたり、どうした制度を造り上げていたか（六三五D）、であった。

⑦⑧ 節制（ソープロシユネー）の教育に向けて、スパルタでは、そもそも何が実施されているかという問い（六三五E）は、それゆえ、スパルタ的な発想とは距離を置いたプラトンの教育観の浮き彫りを狙いとし、ここから、教育の本質をめぐる一般的考察（六四三A 六四四B）に分け入ったにちがいない。スパルタの紀律は「アルコールの愛飲」をどう扱うのかという単独の問いは、今や、ここに示されたプラトンの教育概念を、まさに心理学的に実例を挙げて説明するのに有効である。

⑦⑨ 『法律』 六四五D E.

⑧〇 酩酊がもつ心の医者^②としての治療効果については、『法律』六四六C Dを参照のこと。そして、酩酊を用いて本能の抑制機能を技術的に除去し、これを介して、快楽に溺れる弱さを潔しとしない姿勢（廉恥）を鍛え上げる教育については、六四六Eから第二巻の終わりまでを参照のこと。

⑧① 『法律』 六四九D.

⑧② プラトンはこれを、『法律』の第二巻の始め（六五三A以下）で、ひときわ強く力説している。

九三

⑧③ プラトンが『法律』でいささか鼻屑にしている言葉の一つに、「パイダゴーゲン(子供を教育する)」がある。もっと以前には、徳(アレテー)に向けて流される人間の汗と努力はすべて、かれの手で「教育」と規定されていたのだが、その同じかれの手で、今や、「パイダゴーギア(子供の教育)」が、成人の教育に対しても「核」に位置づけられている。こうして酩酊は、成人を再び子供(パイダ)に戻らせる効用をもつ(六四六A四)以上、まことに教育的と称されてよい。というのも、成人を子供に戻す効用のおかげで、当の酩酊は、本能生活に対する正しい関係を樹ち立てるといふ、およそ教育の根本機能に当たるものを、ごく幼い子供時代から成人の年代まで途絶えずに継続させるからである。

⑧④ 『法律』六五三Aが意味しているのは、快と不快こそ、子供がもつ最初の間(プロローグ・アイステシス)である、という点である。もしも「思慮(プロネーシス)」それ自体が同時に「善きもの」でもある、ソクラテス的な「善」の知識 と「真の思慮(アレテース・ドクサ)」の双方が、もつと後の年齢段階に(プロロス・ト・ゲラス)現われ出たなら、ひとはこれを、何よりも喜ばしいプロセスと考えなくてはならない。これに到達した時点で、はじめてひとは、本当に完成した(テレオス)と言われてよいからである。プラトンはしかし、今やさらに徹底して、早くも子供時代に生じる最初の徳(アレテー)の段階まで「教育」と呼ぶ(六五三B一)のを、いささかも躊躇しないのである。

⑧⑤ 『法律』六五三B.
 ⑧⑥ アリストテレスは、自らの倫理学ではなるほど、知性の徳(ディアノエーティケー・アレテー)と性格の徳(エーティケー・アレテー)を明らかに区別し、こうした区別を介してプラトンと、さらには「徳のためには知は不可欠だ」と訴えるソクラテスに由来する基本線にも従っているのだが、『ニコマコス倫理学』における主たる関心はしかし、あくまでも後者の、性格の徳の探求に向けられている。ここから、かれの作品とそうした科目全体が、以後「エシックス(性格の徳の探求=倫理学)」と命名されたのである。いわゆる『大倫理学』は、初期の逍遥学派の頃に成立したものの、誤った伝承のおかげで、アリストテレス当人の作とみなされているのだが、この中では、上にみた発展(性格の徳 知性の徳)は、

すでに大きく問題視され、知性とその教育が「倫理」と本質的に繋がっているか否かは完全に疑われて、倫理の課題は単に、本能(ホルマイ)の訓練と教育に充てられているに過ぎない。W・イエーガー『哲学的生という理想の始まりと転換』(Ber. Berl. Akad., 1928, 四〇七頁)とR・ワルツァー『大倫理学(マグナ・モフリア)とアリストテレスの倫理学』(W・イエーガー編集, Neue Philol. Unters., 第七巻)一八二—一八九頁を参照のこと。

⑧⑦ 『法律』六五三D.

⑧⑧ 『法律』六五四B「わたしたちの場合、教育のない者とは、歌舞の心得をもたぬ者となるのではありませんか。他方、教育のある者とは、充分に歌舞の経験をつんだ者とすべきではありませんか」。

⑧⑨ 『法律』六五四B六 E.

⑧⑩ 『法律』六五四E九 六五五B六. およそ魂ないし肉体の徳を表現する(文字通りには「に密着する」)動きや歌なら、いかなるものでも美しい。

⑧⑪ 『法律』六五五D、六五六D一.

⑧⑫ 『法律』六五六D以下、プラトンは、音楽にせよ造形美術にせよ、ともあれエジプト芸術にみられる様式の不変性を、太古における立法行為を通して説明する。太古の立法行為は、まさしく今、かれ自身が『法律』で提案している立法行為に類似していた。エジプト芸術は、前四世紀を生きるテンポの激しいギリシア人の目に、「そこにはおよそ発展も変容も認められない」という印象を与えたにちがいない。六五六E四「もしあなたが、一万年來の 概算ではなく、正確に一万年來の その地における絵画や彫刻を調べてみられるなら、それらのものが、今日つくられたものに比べて、美醜いずれにおいても大差のないこと、否むしろ、同じ技術に基づいて造られていることを、見い出されるでしょう」を参照のこと。最古の時代の作品は、その当時の芸術作品に比べて、美しさの点で優るわけでも、逆に劣るわけでもなかった。プラトンに重要なのは、あくまでも美という理想の恒常性なのである。だから、こうしたエジプトの美の理想をそれ自体として、とりわけて賛嘆するような言葉は、当然、どこにも目にされない。

93 キケロ『弁論』八、二四以下、わけても九、二八。
 94 『法律』六五七E 六五八Dはむろん、ただ楽しむためにのみ芸術はある、という考えを否認しているわけではない。かれが強調したいのは、あくまでも、芸術を価値づける基準として、当の芸術が任意の聴衆に与える、楽しさの程度ではなく、最も優れた人間、つまりは充分に教育された人間（ヒカノース・ペパイデウメノイ）、あるいはそれ以上に、完全性（アレテー）と教育（パイディア）の点で衆に抜きん出た人間が、芸術に触れて感じる喜びを設けることなのである。

95 『法律』六五九A C.

96 『法律』六五八A D.

97 『法律』六六〇B、六二九Bも参照のこと。

98 『法律』六二九E 六三〇C.

99 これは、「わたしはその男の名を挙げはしないだろう。ものの数にも入れないだろう」という言葉で始まる哀歌である。『法律』六六〇E七以下を参照のこと。なお、「真の徳を讃えるティルタイオス」(Bar. Berl. Akad. 1932)で展開された詩をめぐるわたしの論述も参照されたい。プラトンが詩を選び取るのは、それが単に、スパルタ的な勇気を語っているからでも、また、同じティルタイオスの他の詩のように、戦場における勇気がありと描き出しているからでもなく、まさに、真の男の徳は何であるかという問いを、あくまでも普遍的な形で論究しているからなのである。

100 『法律』六六一B五.

101 『法律』六六一D以下.

102 『法律』六六〇Eと六六一C五 八、すなわち、ティルタイオスの哀歌を論じた始めと終わりの部分で、詩と教育のこうした一体性は、強く力説されている。

103 『法律』六五九E 六六〇A、教育が「呪文（エポデー）」である以上、ここでの「頌歌（オーデー）」が意味するのは、教育を描いてない。というのも、プラトンが導入部（六五九D）で語っているように、教育自体は「法律によって正当と告示された理に向けて、子供たちを誘い導く行為」に他ならないからである。この誘い導く力は、美しい様式から生ま

れる。法律を「(言葉にはめ込まれた)正しい理(オルトス・ロゴス)」と定義する点については、六四五Bを参照のこと。アリストテレスの倫理学は、こうした法律概念と強く結び付いていた。

104 『法律』六六五C.

105 『法律』六六六A.

106 『法律』六六六B、六七一B.

107 『法律』六七二C.

108 『法律』六七三A以下.

109 『法律』六七三D一〇、『法律』第二巻の終わり。ワインの愉しみ(メテ)と、これが教育に与えるプラスの意味をめぐる論議は、ここで、その「終末」を迎えるのである。

(本学文学部教授)